

日本法政学会 第129回 総会及び研究会のご案内

平素は日本法政学会の運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、第129回研究会を下記のとおり開催いたします。ご多忙のことと存じますが、万障お繰り合わせのうえ、何卒ご出席いただきますようご案内申し上げます。

日本法政学会
理事長 寺崎 修

日 時:平成30年11月3日(土曜日) 9:50~
4日(日曜日)10:00~

場 所:北海学園大学
〒062-8605
札幌市豊平区旭町4丁目1番40号
開催校幹事:神元隆賢先生

【第1日】平成30年11月3日(土曜日)

開会の辞 9:50~10:00

理事長 寺崎 修

個人報告

第1報告 10:00~10:45

国際法における海洋領有と水中文化遺産—ジェンティーリの学説と一帯一路構想—
(司会:平成国際大学 野澤基恭)

東京海洋大学 白 亜寧

第2報告 10:50~11:35

住宅ローン債権の法的諸問題—ノンリコース化への提言—
(司会:国土館大学 藤本公明)

名城大学 村田 裕

特別講演 11:40~12:30

ドイツ思想史の一断面—ベルリン墓標めぐり
(司会:島根大学 林 弘正)

北海学園大学学長 安酸 敏真

昼食・理事会 12:30~13:45

総会 13:45~14:15

シンポジウム 14:20~17:30

資源の有限性と持続可能性—物的資源と人的資源の法と政策—

司会:白鷗大学 岡田 順太
企画趣旨説明:東京海洋大学 中田 達也

企画趣旨説明

様々な資源の犠牲の下で繁栄を謳歌してきた20世紀型の発展は、気候変動、天然資源の枯渇、富の偏在など様々な

弊害として、21 世紀の行く末の暗雲となっています。2015 年 9 月の国連サミットにおいては「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 のゴールから構成される「持続可能な開発目標(SDGs)」(Sustainable Development Goals)が盛り込まれ、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。

国内に目を向けても、超高齢社会や地域社会の衰退、人材不足などへの対処が喫緊の課題となっており、経済の低成長を前提とした持続可能な社会づくりが求められているところです。こうした問題に対し、当学会においても「家族の機能の衰退と超高齢社会」(124 回研究会シンポジウム)などにおいて、こうした課題に学術的観点から検討を行ってきました。

今回のシンポジウムでは、持続可能性確保のためにいかなる「資源」管理が必要か、野生生物の管理(第 1 報告)、海洋生物の保護(第 2 報告)、国際海洋法上の資源管理の動向と課題(第 3 報告)及び魅力ある地方都市づくりと定住支援(第 4 報告)の観点からの個別報告を受け、統一テーマでの議論を行います。特に、個別テーマの多くが会場地の北海道における事情を紹介するものであり、今後の北海道の姿を通じて、持続可能な社会の具体像を描き出そうとする野心的な企画ともなっています。

第 1 報告

北海道における野生生物管理行政

北海学園大学 鈴木 光

第 2 報告

北海道における漁業資源保護のための海獣駆除～後志地方を例として

衆議院議員 中村 裕之

第 3 報告

「貿易と持続可能な開発」における漁業資源の持続的利用－漁業補助金規律の動向と展望

東京海洋大学 中田 達也

第 4 報告

道内 No.1『住みたい田舎』の現状と課題－移住促進施策を中心として

旭川市役所 坂口 稔

総括コメント

コメンテーター 白鷗大学 岡田 順太

質疑応答

懇親会

【第 2 日】平成 30 年 11 月 4 日(日曜日)

個人報告

第 3 報告 10:00～10:45

先駆的自治体の政治過程分析－福島県の商業街作り条例を事例として－
(司会: 日本大学 池村正道)

城西大学 桶本 秀和

第 4 報告 10:50～11:35

刑事手続きとプライバシーの憲法学的考察
(司会: 日本大学 齋藤康輝)

筑波大学 辻 雄一郎

第5 報告 11:40~12:25
改正相続法における相続の効力
(司会:大阪体育大学 和田隆夫)

日本大学 永沼 淳子

昼食・理事会 12:25~13:30

第6 報告 13:35~14:20
行政の適正性確保のための公文書管理法制—ドイツのアーカイブズ法を手がかりに
(司会:中京大学 手塚崇聡)

武蔵野大学 上代 庸平

第7 報告 14:25~15:10
韓国における親子関係に関する諸問題
(司会:福岡大学 小川富之)

志學館大学 高 影娥

第8 報告 15:15~16:00
ハンガリー基本法第7次改正と「"Stop Soros"法」
(司会:白鷗大学 岡田順太)

城西大学 小野 義典

閉会の辞

報告概要

【第1日】平成30年11月3日(土曜日)

個人報告

第1報告

国際法における海洋領有と水中文化遺産—ジェンティーリの学説と一帯一路構想—

東京海洋大学 白 亜寧

南シナ海をめぐるフィリピンと中国の仲裁判決は、歴史的主張の現代的妥当性および国連海洋法条約と歴史的権利の問題を提起した。一帯一路構想の提唱に伴い、南シナ海に関する紛争は複雑化している。同構想は、経済や政治のみならず文化と密接な関係をもつからである。海のシルクロードは東西文明を結ぶことから、そのルート自体が文化的性質をもつ。水中文化遺産をめぐる国際協力、南シナ海紛争および一帯一路構想と深い関係がある。この関係を考察すべく、16世紀のジェンティーリの学説をとりあげる。海洋を共有物としつつ、その所有権を否定しながら管轄権および保護権を肯定した彼の学説を検討し、一帯一路構想と水中文化遺産をめぐる法的関係を考察する。

第2報告

住宅ローン債権の法的諸問題—ノリコース化への提言—

名城大学 村田 裕

「長引くデフレ不況による住宅ローン破綻は、ひと頃より減少したように見えるものの、その後遺症は続いており、また今後は低金利時代に入って別タイプの破綻も予想されている(破綻予備軍の存在)。住宅ローンのリスクについて、経済(家計)の側面から警告を発する経済評論家・住宅問題専門家の論考は多いが、法的側面から住宅ローン債権の問題を扱ったものはあまり見ない。

そこで本報告では、住宅ローン債権の契約(金銭消費貸借契約およびそのための担保権設定契約)に焦点を当てて、そこに潜む法的問題点を抽出し、その上で、その解決・解消の方策を探り、幾ばくかの提言を試みたい。

特別講演

ドイツ思想史の一断面—ベルリン墓標めぐり

北海学園大学学長 安酸 敏真

シンポジウム

資源の有限性と持続可能性—物的資源と人的資源の法と政策—

司会: 白鷗大学 岡田 順太

企画趣旨説明: 東京海洋大学 中田 達也

企画趣旨説明

様々な資源の犠牲の下で繁栄を謳歌してきた20世紀型の発展は、気候変動、天然資源の枯渇、富の偏在など様々な弊害として、21世紀の行く末の暗雲となっています。2015年9月の国連サミットにおいては「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17のゴールから構成される「持続可能な開発目標(SDGs)」「(Sustainable Development Goals)が盛り込まれ、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。

国内に目を向けても、超高齢社会や地域社会の衰退、人材不足などへの対処が喫緊の課題となっており、経済の低成長を前提とした持続可能な社会づくりが求められているところです。こうした問題に対し、当学会においても「家族の機能の衰退と超高齢社会」(124回研究会シンポジウム)などにおいて、こうした課題に学術的観点から検討を行ってきました。

今回のシンポジウムでは、持続可能性確保のためにいかなる「資源」管理が必要か、野生生物の管理(第1報告)、海洋生物の保護(第2報告)、国際海洋法上の資源管理の動向と課題(第3報告)及び魅力ある地方都市づくりと定住支援(第4報告)の観点からの個別報告を受け、統一テーマでの議論を行います。特に、個別テーマの多くが会場地の北海道における事情を紹介するものであり、今後の北海道の姿を通じて、持続可能な社会の具体像を描き出そうとする野心的な企画ともなっています。

第1 報告

北海道における野生生物管理行政

北海学園大学 鈴木 光

第2 報告

北海道における漁業資源保護のための海獣駆除～後志地方を例として

衆議院議員 中村 裕之

第3 報告

「貿易と持続可能な開発」における漁業資源の持続的利用－漁業補助金規律の動向と展望

東京海洋大学 中田 達也

第4 報告

道内 No.1『住みたい田舎』の現状と課題－移住促進施策を中心として

旭川市役所 坂口 稔

総括コメント

コメンテーター 白鷗大学 岡田 順太

質疑応答

【第2 日】平成30 年11 月4 日(日曜日)

個人報告

第3 報告

先駆的自治体の政治過程分析－福島県の商業街作り条例を事例として－

城西大学 桶本 秀和

大型店の出店は、地域経済や生活環境に影響を与えるため、規模や立地地域に調整の必要がある。1990 年以降、国の商業政策の変更により、大型店の出店が相次いだ。これに対応するため、各地の自治体は、中小小売店への影響を考慮し、大型店の立地適性化を目指す政策を、2000 年頃から実施した。なかでも、福島県は、大店立地法が禁止する需給調整に触れる可能性がある広域調整を取り入れた条例を制定した。本報告は、福島県を事例として、なぜ政策決定に関わるアクターは、需給調整に抵触する可能性がある政策アイデアを受容できたかを明らかにする。

第4 報告

刑事手続きとプライバシーの憲法学的考察

筑波大学 辻 雄一郎

1970 年代以来、合衆国最高裁は無令状の搜索差押について検討してきた。1979 年スミス判決は、電話の所有者が自発的に電話会社に電話番号を提供しているため、プライバシーの期待は存在しないと判断していた。しかし、通信技術の加速度的進展により、この判決が現在も妥当するかは明らかではない。

1979 年スミス判決、そして2012 年のジョーンズ判決を破棄して、新たな法理が要請されるのか、それとも過去の判決で生み出された法理を修正するのか。2018 年に合衆国最高裁の下した *Carpenter v. United States* を素材にプライバシーと刑事手続きについて検討する。

第5 報告

改正相続法における相続の効力

日本大学 永沼 淳子

遺言による相続財産の処分については、相続分の指定、遺産分割方法の指定、遺贈等がある。しかし、これらの方法により処分された相続財産に関し、財産を処分した相続人とそれを取得した第三者との権利関係について、条文上は明らかではない。この点について判例は、相続分の指定や「相続させる」旨の遺言があった場合、相続人は登記なくしてその権利を第三者に対抗できるとするのに対して、遺贈の場合は対抗要件の問題であるとして、登記なくして第三者に対抗できないものとする。本年7 月6 日に成立した改正相続法は、前述のような相続の効力について見直しを行い、法定相続分を超える部分の取得について第三者に対抗するためには、登記等の対抗要件を備えなければならないとした。

改正法施行を控え、これまでの判例理論を振り返り、新規定を適用した場合の相続の効力について考察する。

第6報告

行政の適正性確保のための公文書管理法制—ドイツのアーカイブズ法を手がかりに

武蔵野大学 上代 庸平

行政文書の隠蔽や「書き換え」が問題になっている。この行為は、行政の説明責任や民主主義の前提としての国民への情報開示を没却するものであり、そのような事態を繰り返させないための法制度の整備と運用の見直しが求められる。

以上の問題意識に立って、本報告では、ドイツにおけるアーカイブズ法の制度と運用を手がかりとして、国民の情報自己決定権の保障の実現と、そのための行政運営の適正性の確保を目的とする公文書管理法制の形成の方向性を検討する。具体的には、現用文書の管理と選別・収集の制度、公文書管理官庁の権限と位置づけ、国民による文書利用請求制度の整備のあり方、秘密保護及び保安審査制度の運用を検討の対象とする。

第7報告 14:25～15:10

韓国における親子関係に関する諸問題

志學館大学 高 影娥

親子関係には生物学的親子関係と法律的親子関係がある。ところで、生物学的親子関係、すなわち血のつながりのある実子であるかどうかもまた法律で決められることになるので、実際は血縁関係がないことが確実であるにもかかわらず実子として認められる場合がある。また医学の発達により代理母出産が可能となり、この場合の親子関係が問題となる。

本報告では、日本と類似な規定を持ちながらより強い血縁主義を持つ韓国における親子関係に関する諸問題-嫡出推定が及ぶ子の範囲、虚偽の実子出生申告の効力、代理母により出生した子の法的地位-についてその背景と関連規定及び判例の変化などを検討することで、実子認定の在り方について考察する。

第8報告 15:15～16:00

ハンガリー基本法第7次改正と「"Stop Soros"法」

城西大学 小野 義典

ハンガリーでは、2018年4月8日に施行された国民議会(国会、一院制)の総選挙に於いて与党フィデス・ハンガリー市民連盟が総議席数の三分の二以上を得て勝利し、第4次オルバーン政権が発足した。これに先立つ3月15日の独立記念日にオルバーン首相は、この総選挙の争点の一つは、「"Stop Spros"法案」である旨の演説を行った。

ここでいう"Soros"とは、世界的投資家であるジョージ・ソロス氏と、ソロス氏が提示している難民・移民政策を指している。

ソロス氏は、「難民・移民にEUは門戸を閉ざすべきではない」旨の主張をしている。オルバーン首相はこれを批難する中で、6月20日には、ハンガリーが許可しない難民・移民割当てを認めず、また、キリスト教価値の保護等を謳った第7次基本法改正を、国会に於いて与党と野党ヨッピクの賛成で行った。本報告では、これに至る経緯と、基本法改正の意義について検討したい。

開催校及び事務局からのお願い

1. 総会及び研究会の出欠については、同封の葉書によりお知らせください。ご返信は10月24日(水)必着でお願いいたします。
2. 懇親会は、11月3日(土)に北海学園会館B1階G' café (【生協食堂】) で開催予定です。ご出席の方は、懇親会費5,000円を当日受付でお支払い下さい。
3. 役員の方は、理事会費3日 1,000円、4日 1,000円を当日受付でお支払い下さい。
4. 昼食については、学園前駅から徒歩10分圏内に、土日祝営業のラーメン屋、イタリアンレストラン、そば屋、回転寿司、ステーキハウス等が点在しています。さらにコンビニも、学園前駅1番出口北側に【セイコーマートよしだ店】、北海高校正門向かい側に【ファミリーマート北海学園前店】があります。しかしながら、キャンパス内には昼食をとれるところがありませんのでご注意ください。また、ご希望により、お弁当(1,000円)を手配します(事前申込)。なお、代金は当日受付でお支払いください。
5. 共同研究・シンポジウムのテーマについて、ご意見をお寄せください。ただし、この学会の会員でこなせるテーマであることが条件です。
6. 次回学会で研究報告をご希望の方は、平成31年1月31日(木)までに、下記の各事項を記載の上、事務局まで電子メールでお申し込みください(締切厳守)。
申込資格は、入会后1年以上で、平成30年度までの会費を完納している方とします。発表の採否は、企画委員会の議を経て理事会で決定します。
 - ① 報告テーマ及び報告概要(300字程度)
 - ② 氏名及び所属
 - ③ 連絡先(住所、電話番号、電子メールアドレス)
7. 平成30年度学会年会費5,000円および過年度会費未納の方は、郵便振替(ゆうちょ銀行)にて下記の口座にお振込みください。
 - 日本法政学会 口座番号 00940-4-68444

【事務局】

一般財団法人行政管理研究センター
〒113-0034 東京都文京区湯島3丁目31-1 中川ビル5階
T E L : 03-5969-8211
F A X : 03-5688-8400
Eメール: jalps-jim@iam.or.jp

開催校：北海学園大学

住所	〒062-8605 札幌市豊平区旭町4丁目1 番40号
最寄駅からの順路	地下鉄東豊線「学園前」駅、じょうてつバス平岸線「学園前駅」をご利用ください。

【最寄駅からのアクセス】



◎札幌中心部から

◎地下鉄東豊線「さっぽろ」駅または「大通」駅で福住行に乗車し(後方乗車をお勧めします)、「学園前」駅下車。
1番出口(注:11/3、11/4は電気設備点検のため、大学直結3番出口は利用できません)。
[乗車時間「さっぽろ」駅から6分、「大通」駅から5分、200円]

◎地下鉄南北線「中の島」駅または「平岸」駅から

- ・各駅から徒歩で約15分。
- ・じょうてつバス平岸線[環56](各駅前先廻り)に乗車し、「学園前駅」下車。

[乗車時間「中の島駅前」から約8分]・[「平岸駅前」から約5分、210円]

◎新千歳空港から

◎新千歳空港連絡バス(中央バス・北都交通)「札幌都心行き」に乗車し、「福住」駅下車(前方乗車をお勧めします)。「乗車時間約50分、1,030円」

◎地下鉄東豊線に乗り換え、「学園前」駅下車。1番出口（注：11/3、11/4は電気設備点検のため、大学直結3番出口は利用できません）。「乗車時間約7分、250円」

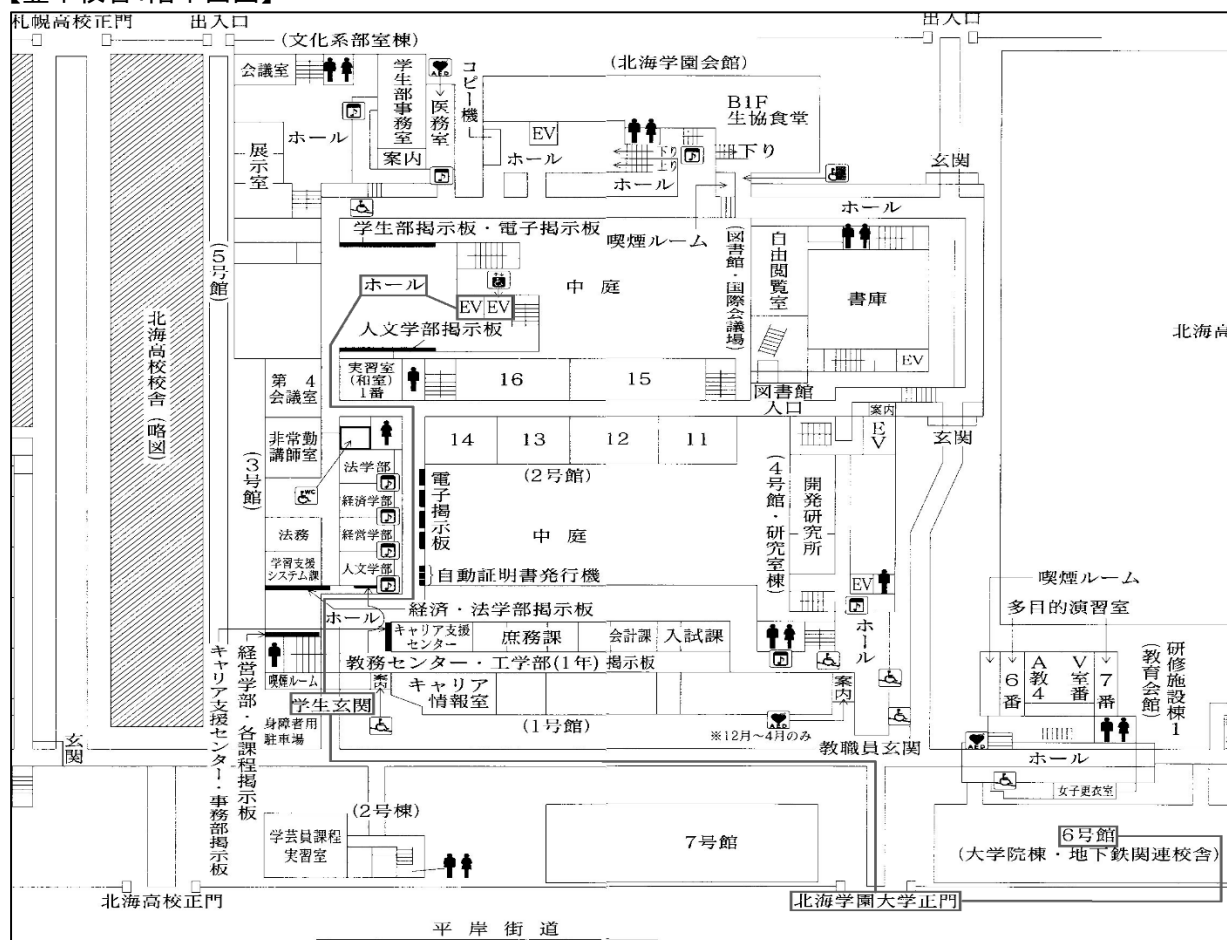
※地下鉄および京葉バスでは、ICカードSuica、PASMOをご利用いただけます。

※所要時間は目安ですので、ご来学の際は時刻表でご確認ください。

【構内図】



【豊平校舎1階平面図】



【北海学園大学正門】を經由して3号館【学生玄関】から入り【5号館】に突き抜けますと【ホール】があります。ホールにある2基の【エレベーター:EV】で6階までの移動をお願いします。

受付は5号館6階60番教室入口前、エレベーターを降りた所に用意いたします。

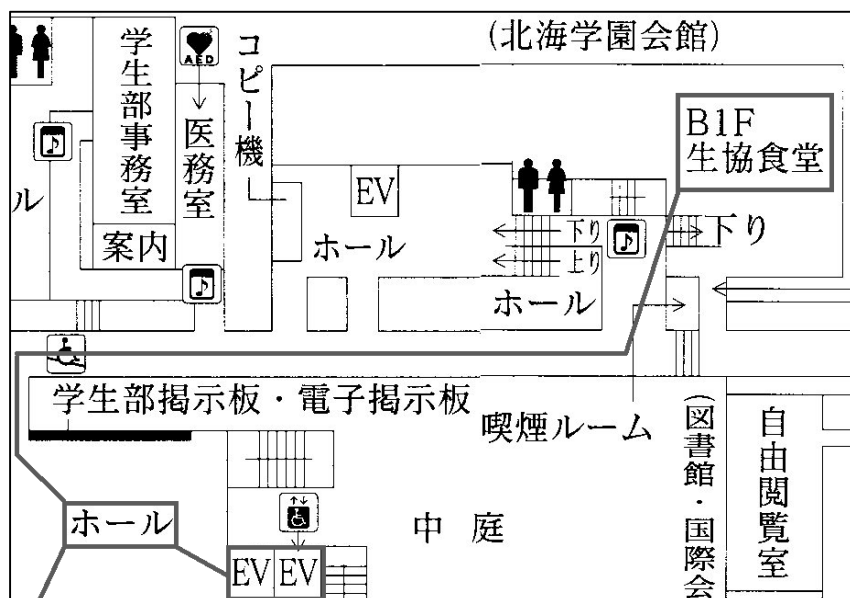
総会、研究会会場は5号館6階【60番教室】です。

控え室は5号館5階【50番教室】です。

トイレは5号館5階と6階をつなぐ階段の途中にあります。



理事会会場は5号館エレベーターホール手前、3号館1階【第4会議室】です。



懇親会会場は、5号館を抜けて突き当たりの文化系部室棟の右、北海学園会館B1階G' café(【生協食堂】)です。

※学会開催日11/3、11/4は、電気設備点検のため、3号館、5号館、文化系部室棟、北海学園会館以外のすべての施設が停電しております。ご不便おかけしますが、何卒ご容赦のほど、よろしくお願いします。

